

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 信用保証料の料率に優遇制度が

**Q** : 借入の際に支払う信用保証協会に対する信用保証料の料率が一定でなくなると聞きました。どういうことですか？

**A** : 中小企業会計指針に沿った計算書類を作成している企業については、保証料を優遇するといった措置が検討されています。

### 【解説】

中小企業庁は、このたび、中小企業の借入に対して信用保証協会が行う保証について、その保証料率を柔軟に設定できる体系を構築すると発表しました。

信用保証協会の保証料は、これまで、担保がある場合は1.25%、無担保の場合には1.35%と一律になっていましたので、経営状況の良い中小企業からは割高な保証料を負担する仕組みになっている、保証料に柔軟性がないことがかえって新たな事業や事業再生にチャレンジする中小企業者や信用リスクの高まった中小企業者に対する保証を難しくしているなどといった指摘を受けていました。

そうした現状を踏まえ、中小企業の信用度を適正に評価したものを反映した保証料率体系に改正し、すみやかに実行するという事です。

この体系になりますと、経営状況の良好な中小企業者に対しては安い保証料で融資できるようになるそうです。

また、中小企業会計指針に基づいて計算書類を作成している中小企業者に対しては、保証料率の割引が厚くなる優遇制度が設けられるようです。

